お問合せ

融資	日本政策金融公庫による 新型コロナウイルス感染症特別貸付	日本政策金融公庫 ℡：0120-154-505
	商工中金による危機対応融資	商工組合中央金庫 ℡： 0120-542-711
	長野県中小企業融資制度資金	県内金融機関 県 産業労働部 ℡： 026-235-7200
給付金・助成金・補助金	県市町村連携 新型コロナウイルス 拡大防止協力金・支援金	県 休業等要請相談窓口 ℡： 026-235-7945
	持続化給付金	持続化給付金事業コールセンター ℡：0120-115-570 ℡：03-6831-0613
	雇用調整助成金	長野労働局 ℡： 026-226-0866
	小学校休業等対応助成金	学校等休業助成金・支援金 相談コールセンター ℡： 0126-60-3999
	小学校休業等対応支援金	
	ものづくり・商業・サービス補助金	ものづくり補助金事務局 ℡： 050-8880-4053
	持続化補助金（一般型）	全国商工会連合会 ℡： 03-6670-2540 日本商工会議所 ℡： 03-6447-2389
	持続化補助金（コロナ特別対応型）	中小企業庁小規模企業振興課 ℡： 03-3501-2036 中小企業基盤整備機構 ℡： 03-6459-0866
	IT導入補助金	サービスデザイン推進協議会 ℡： 0570-666-424
税・保険料猶予	納税猶予 欠損金繰戻しによる還付 中小企業等事業用資産に係る軽減 中小企業等生産性革命に向けた設備等 中小企業等テレワーク設備等 自動車税環境性能割の軽減延長 消費税の課税事業者選択適用 特別貸付に係る非課税措置	最寄りの 税務署 県税事務所 市町村
	厚生年金保険料等の納付猶予	各年金事務所

新型コロナウイルス感染症で
影響を受けている

長野県の中小企業者のみなさまへ

資金繰りや雇用、納税などでお困りの方へ
各種支援策を実施しておりますのでご活用下さい。

新型コロナウイルス感染症に伴う中小企業者向けポータルサイト

長野県　コロナ　中小企業者

https://www.pref.nagano.lg.jp/keieishien/corona.html

長野県産業労働部（2020年5月1日現在）

中小企業・個人事業主向け 新型コロナウイルス感染症の影響に対する支援策

支援別	目的	事業名	内容	お問合せ
融資	資金繰りのために融資を受けたい	日本政策金融公庫による 新型コロナウイルス感染症特別貸付	【無利子融資】 融資限度額（別枠）：中小事業３億円／国民事業6,000万円 金利：当初３年間 基準金利▲0.9%　（据置期間５年以内） ※要件を満たした場合は当初３年間利子補給を実施（上限額有）	日本政策金融公庫 TEL：0120-154-505
		商工中金による危機対応融資	【無利子融資】 融資限度額：３億円 金利：３年間基準金利▲0.9%（据置期間５年以内） ※要件を満たした場合は当初３年間利子補給を実施（上限額有）	商工組合中央金庫 TEL：0120-542-711
		長野県中小企業融資制度資金	【無利子融資】 融資限度額：3,000万円（設備資金と運転資金の合計） 金利：年1.3%又は年1.6%　（据置期間５年以内） ※要件を満たした場合は当初3年間利子補給を実施 【低金利融資】 融資限度額：（設備）6,000万円／（運転）8,000万円 金利：年0.8%（据置期間２年以内）	県内金融機関 県 産業労働部 TEL：026-235-7200
給付金・助成金・補助金	感染拡大防止のために 県の休業要請等に全面協力したい	県市町村連携 新型コロナウイルス 拡大防止協力金・支援金	法令に基づく県からの要請に協力して施設の使用停止（休業）や営業時間の短縮等（４/24～５/６）を行った事業者 協力金等：１事業者当たり30万円（1回限り）	県 休業等要請相談窓口 TEL：026-235-7945
	売上が半減した中小企業・個人事業主で給付金を受け取りたい	持続化給付金	給付額：法人200万円以内／個人事業主100万円以内 ※フリーランス（受託契約による業務請負者）を含む	持続化給付金事業コールセンター TEL：0120-115-570 TEL：03-6831-0613
	事業活動を縮小したので、 従業員に休業手当等を支払いたい	雇用調整助成金	休業手当×助成率：中小企業4/5 (9/10)、大企業2/3 (3/4) ※括弧内は解雇等を行わない場合。上限8,330円/人・日	長野労働局 TEL：026-226-0866
	学校休業等で従業員が休業	小学校休業等対応助成金	給付額：賃金相当額 8,330円/人・日（上限）	学校等休業助成金・支援金 相談コールセンター TEL：0126-60-3999
	学校休業等で個人事業主等が休業	小学校休業等対応支援金	給付額：4,100円/日（定額）	
	新製品・サービス開発等の設備投資	ものづくり・商業・サービス補助金	補助上限額：1,000万円　補助率：中小企業2/3、小規模2/3	ものづくり補助金事務局 TEL：050-8880-4053
	販路開拓したい	持続化補助金（一般型）	補助上限額：50万円　補助率：2/3	全国商工会連合会 TEL：03-6670-2540 日本商工会議所 TEL：03-6447-2389
		持続化補助金（コロナ特別対応型）	補助上限額：100万円　補助率：2/3	中小企業庁小規模企業振興課 TEL：03-3501-2036 中小企業基盤整備機構 TEL：03-6459-0866
	ITツールを導入(テレワーク等)したい	IT導入補助金	補助額：30万円～450万円　　補助率：2/3	サービスデザイン推進協議会 TEL：0570-666-424
税・保険料猶予	現在、納税が厳しい	納税猶予＜証紙徴収を除く全税目＞ 欠損金繰戻しによる還付＜法人税＞ 中小企業等事業用資産に係る軽減＜固定資産税・都市計画税＞ 中小企業等生産性革命に向けた設備等＜固定資産税＞ 中小企業等テレワーク設備等＜法人税・所得税＞ 自動車税環境性能割の軽減延長＜自動車税・軽自動車税＞ 消費税の課税事業者選択適用＜消費税＞ 特別貸付に係る非課税措置＜印紙税＞		最寄りの 税務署 県税事務所 市町村
	社会保険料等が支払えない	厚生年金保険料等の納付猶予	事業休止や著しい損失が生じた場合、１年間納付猶予	各年金事務所